

中央非常通信協議会構成委員 殿

中央非常通信協議会
(総務省総合通信基盤局長)
会長 有富 寛一郎

台風、集中豪雨及びテロ災害等における非常通信の円滑な実施体制の確保について

昨年度は地震、台風、集中豪雨等の自然災害が多発し、人命や財産等に多くの被害があったことを踏まえ、非常通信協議会におきましても、中央非常通信協議会平成17年度事業計画に基づき、第63回春期全国非常通信訓練にて、広域災害による被害を想定した多ルートによる伝達訓練や昨年度の自然災害の際、一部の情報通信施設において不具合のあった非常用電源装置の整備・点検を取り入れた訓練を実施したところであります。

また、内閣府から、梅雨期及び台風期における防災態勢強化についての要請（別添1）がされているところです。

さらには、平成17年7月7日、英国ロンドンにおいて同時多発テロが発生し、より一層の国民の安全を確保するための対策強化が求められています。

つきましては、この時期の台風や集中豪雨による被害及びテロ災害等に備えるため、災害時における通信の円滑な実施体制の確保に向けた対策を、下記に留意し、関係する支社又は出先機関及び関係機関と緊密に連携を図りつつ実施していただきますようよろしくお願い致します。

記

1 管理面・運用面から見た体制の再確認

災害時において情報の収集・伝達を円滑に行うため、以下の項目について取り組み、実際の災害時において適切な対応が取れるよう通信の管理面・運用面から見た体制の整備促進に努めること。

- (1) 夜間・休日等における災害等の発生を想定に入れた防災関係職員の適切な配置及び連絡体制・非常参集体制の確認
- (2) 無線局の機能維持の確保ための回線系統図、敷地平面図、無線設備系統図、電源系統図等及び保安措置の再確認
- (3) 移動系無線機（携帯無線機）の適切な配置の確認及びバッテリー等の整備・点検
- (4) 非常用電源装置及び非常通信ルート（他機関の通信網を利用した通信ルート）を使用した定期的な通信訓練の実施

2 停電・浸水対策

中央非常通信協議会平成16年度事業報告（別添2）において、情報通信施設における非常用電源装置の不良・未整備等が多数あった結果を踏まえ、災害時における通信の円滑な実施体制を確保するため、以下の非常用電源装置の整備・点検等に取り組むこと。

- （1）非常用電源装置の設置
- （2）非常用電源装置の実負荷運転や電源系統図の確認等、災害時を想定した整備・点検の実施
- （3）非常用電源装置の燃料の保存状態及び保存量の確認
- （4）非常用電源装置の起動を迅速かつ適切に行うための操作マニュアルの作成と適切な配置
- （5）浸水被害を防止するための無線設備及び非常用電源装置の適切な場所への設置の確認

なお、情報通信施設の停電対策に関しては、非常通信協議会より地方自治体及び構成員等に配布しています「非常通信確保のためのガイド・マニュアル」（非常通信協議会ホームページ<<http://www.tele.soumu.go.jp/j/hijyo/manual.htm>>よりダウンロードすることも可能。）43ページの「無線設備の停電・耐震対策のための指針」等を参考にされたい。

3 非常通信計画の確認

災害時における、支社・出先機関等及び防災関係機関への連絡体制の確認を行うこと。

また、公衆回線の途絶・輻輳により公衆網を使用した通信が困難な場合を想定し、平常時の自営通信網（施設等）を使用して行う連絡体制に加え、他機関の通信網（施設等）を利用して支社・出先機関等との間で防災情報の収集・伝達を行う連絡体制を整備するなど、通信路の多ルート化を推進し、災害時における通信の円滑な実施体制の確保に取り組むこと。

総 基 基 第 1 0 6 号
平成 1 7 年 7 月 8 日

地方非常通信協議会会長 殿
(各総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長)

中央非常通信協議会
(総務省総合通信基盤局長)
会長 有富 寛一郎

台風、集中豪雨及びテロ災害等における非常通信の円滑な実施体制の確保について

昨年度は地震、台風、集中豪雨等の自然災害が多発し、人命や財産等に多くの被害があったことを踏まえ、非常通信協議会におきましても、中央非常通信協議会平成17年度事業計画に基づき、第63回春期全国非常通信訓練にて、広域災害による被害を想定した多ルートによる伝達訓練や昨年度の自然災害の際、一部の情報通信施設において不具合のあった非常用電源装置の整備・点検を取り入れた訓練を実施したところであります。

また、内閣府から、梅雨期及び台風期における防災態勢強化についての要請（別添1）がされているところです。

さらには、平成17年7月7日、英国ロンドンにおいて同時多発テロが発生し、より一層の国民の安全を確保するための対策強化が求められています。

つきましては、この時期の台風や集中豪雨による被害及びテロ災害等に備えるため、災害時における通信の円滑な実施体制の確保に向けた対応を、下記に留意し、関係する地方自治体及び非常通信協議会構成員と緊密に連携を図りつつ実施していただくようよろしくお願い致します。

なお、災害時における通信の円滑な実施体制の確保に関する取り組みについては、今後の地方非常通信協議会の事業計画などに反映するなど、継続して取り組まれますようお願い致します。

記

1 管理面・運用面から見た体制の再確認

災害時において情報の収集・伝達を円滑に行うため、以下の項目について、関係する地方自治体及び非常通信協議会構成員と緊密に連携を図りつつ取り組み、実際の災害時において適切な対応が取れるよう通信の管理面・運用面から見た体制の整備促進に努めること。

- (1) 夜間・休日等における災害等の発生を想定に入れた防災関係職員の適切な配置及び連絡体制・非常参集体制の確認

- (2) 無線局の機能維持の確保ための回線系統図、敷地平面図、無線設備系統図、電源系統図等及び保安措置の再確認
- (3) 移動系無線機（携帯無線機）の適切な配置の確認及びバッテリー等の整備・点検
- (4) 非常用電源装置及び非常通信ルート（他機関の通信網を利用した通信ルート）を使用した定期的な通信訓練の実施

2 停電・浸水対策

中央非常通信協議会平成16年度事業報告（別添2）において、情報通信施設における非常用電源装置の不良・未整備等が多数あった結果を踏まえ、災害時における通信の円滑な実施体制を確保するため、以下の非常用電源装置の整備・点検等に取り組むこと。

- (1) 非常用電源装置の設置
- (2) 非常用電源装置の実負荷運転や電源系統図の確認等、災害時を想定した整備・点検の実施
- (3) 非常用電源装置の燃料の保存状態及び保存量の確認
- (4) 非常用電源装置の起動を迅速かつ適切に行うための操作マニュアルの作成と適切な配置
- (5) 浸水被害を防止するための無線設備及び非常用電源装置の適切な場所への設置の確認

なお、情報通信施設の停電対策に関しては、非常通信協議会より地方自治体及び構成員等に配布しています「非常通信確保のためのガイド・マニュアル」（非常通信協議会ホームページ<<http://www.tele.soumu.go.jp/j/hijyo/manual.htm>>よりダウンロードすることも可能。）43ページの「無線設備の停電・耐震対策のための指針」等を参考にされたい。

3 非常通信計画の確認

関係する地方自治体及び非常通信協議会構成員に対し、災害時における、支社・出先機関等及び防災関係機関への連絡体制の確認について改めて周知を行う。

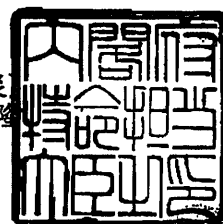
また、公衆回線の途絶・輻輳により公衆網を使用した通信が困難な場合を想定し、平常時の自営通信網（施設等）を使用して行う連絡体制に加え、他機関の通信網（施設等）を利用して支社・出先機関等との間で防災情報の収集・伝達を行う連絡体制を整備するなど、地方非常通信ルートの策定を推進して通信路の多ルート化を図り、災害時における通信の円滑な実施体制の確保に取り組むこと。



府政防第593号
平成17年6月24日

総務大臣 殿

内閣府特命担当大臣（防災）
村田 吉隆



梅雨期及び台風期における防災態勢強化について

貴職におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に尽力されているところであるが、平成16年において、観測史上最多の上陸となった台風や新潟・福島及び福井における豪雨などの風水害により多数の人的被害及び住家被害などが発生したことから、梅雨期及び台風期における人命の保護を第一義として、下記の点に留意して防災態勢の一層の強化を図らねばならない。なお、関係機関に対する指導方よろしく願います。

記

1. 近年における災害の状況にかんがみ、土砂崩れ、河川のはん濫等による災害の発生を未然に防止するよう、関係機関との緊密な連携の下に、
 - ①災害発生のおそれのある危険箇所等の巡視・点検の徹底
 - ②異常降雨時におけるダム等の管理の強化
 - ③降雨等の気象状況及び大雨警報等に関する情報の収集・伝達の徹底
 - ④洪水予報や浸水想定区域、土砂災害危険箇所等の防災情報の住民等への伝達の徹底
 - ⑤警戒避難態勢の強化
 等に万全を期すること。
 また、住民等の安全確保には災害発生時の情報伝達が重要であることにかんがみ、こうした情報伝達体制の充実を図るため、マスメディアとの連携を始め、広報誌、防災行政無線等、多様な伝達手段を整備し、確実な災害情報の提供を進めること。
 さらに、これらの施策の実施に当たっては、高齢者、障害者、児童等災害時要援護者に十分配慮し、特に災害時要援護者関連施設に対しては、平常時、緊急時とも適切な情報提供を行い、警戒避難体制等の防災体制の整備に努めること。
 なお、地下空間における浸水対策についても施設管理者と連携し、避難誘導等安全体制の確保に十分配慮すること。
 また、平成16年7月梅雨前線豪雨「災害対策関係省庁局長会議」において、豪雨災害に対する防災対策推進のため検討すべき課題及びその対策について取りまとめられ、平成16年7月に中央防災会議で報告された項目について関係府省庁が連携して実施されてきているが、さらに万全を期すること。
2. 平成17年3月に中央防災会議で報告された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」及び「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の趣旨及び内容を理解の上、避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル及び避難支援プラン作成推進等、適切な防災対策の推進に努めること。
3. 災害復旧事業施行中の箇所については、再度災害を未然に防止するため、適切な措置を講じること。特に、平成16年において風水害により被害を受けた箇所や、新潟県中越地震、福岡県西方沖を震源とする地震により被災した箇所については、二次的な土砂災害に十分留意し、万全の措置を講ずること。
4. 災害が発生した場合には、迅速かつ的確な災害応急・復旧対策を講じるよう格段の配慮を行うこと。

非常通信実施体制の総点検実施結果について

(ポイント)

- 16年度の総点検数(延べ数)は約130万件(15年度は約150万件)
- 否の件数(不具合の報告件数)は約2,800件(15年度は約2,500件)
- 否の件数の内訳は電源設備関係が約1,200件で最多(15年度は約400件)
- 点検結果を踏まえ、電源設備関係の点検・整備を重点的に行うことが必要。
- また、否の事項については速やかに改善措置を行うよう取り組んで行くことが必要。

第53回中央非常通信協議会総会(平成16年度)において、非常通信体制の総点検の実施を決定し、各地方非常通信協議会又は各地区非常通信協議会ごとに、地域の状況に応じて一斉点検の日を設定して点検を行った。

これは地震、台風、豪雪等による非常災害に対し、十分対処できる体制を整えることを主眼に置いたものである。

総点検を行う目的は、非常災害時における通信及び放送の確保のため、無線局の運用体制、設備等について総点検を行うものである。

1 点検の実施結果

点検の実施は次のとおりである。

地方協	項目	送受信設備	空中線系	電源設備	環境整備	体制面	計 (%)
北海道	可	200	192	180	194	191	957
	否	4	1	28	4	44	81 (8.5)
東北	可	22,951	22,803	22,744	22,803	22,858	114,159
	否	2	1	5	1	0	9 (0.01)
関東	可	10,693	10,691	10,689	10,644	10,649	53,366
	否	13	15	17	62	57	164 (0.3)
信越	可	27,951	27,961	27,560	26,030	26,602	136,104
	否	60	34	128	111	15	348 (0.3)
北陸	可	13,124	12,904	12,534	12,362	12,796	63,720
	否	16	3	1	3	2	25 (0.04)
東海	可	83,932	84,401	83,750	84,436	84,502	421,021
	否	570	101	752	66	0	1,489 (0.4)
近畿	可	27,971	27,958	27,104	26,917	27,637	137,587
	否	37	40	74	27	2	180 (0.1)
中国	可	41,500	16,093	35,877	15,421	40,524	149,415
	否	27	4	40	35	3	109 (0.1)
四国	可	38,043	38,024	38,007	35,535	38,075	187,684
	否	44	4	19	5	12	84 (0.04)
九州	可	4,443	4,487	3,717	3,647	3,695	19,989
	否	69	41	121	76	3	310 (1.6)
沖縄	可	988	988	988	988	988	4,940
	否	0	0	0	10	0	10 (0.2)
合計	可	271,796	246,502	263,150	238,977	268,517	1,288,942
	否	842	244	1,185	400	138	2,809
(%)		0.3	0.1	0.5	0.2	0.1	0.2
否の主な原因	<ul style="list-style-type: none"> ・落雷による障害 414 ・送信出力低下 47 	<ul style="list-style-type: none"> ・エレメントの破損や老朽等による修理・交換等 64 ・アンテナ劣化・不良 60 	<ul style="list-style-type: none"> ・電池・バッテリー不良・交換 741 ・非常用発電装置の不良等 168 	<ul style="list-style-type: none"> ・無線設備の設置環境不良 203 ・耐震構造不相当 103 	<ul style="list-style-type: none"> ・保守・管理体制に不備 84 ・災害時の通信確保の要員不足 51 		

注) 点検を実施した無線局ごとに1件として計上。

(ただし、北海道地方非常通信協議会は免許人ごとに1件として計上。)